

# 令和5年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）

令和4年12月

**地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長**〔登録免許税〕（P4）

医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。

**医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等**〔相続税、贈与税〕（P5）

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、持分なし医療法人への移行計画の認定制度に基づく特例措置について、その適用期限を令和8年12月末まで延長する。併せて、当該認定制度における移行期限について、移行計画の認定の日から起算して5年（現行：3年）を超えない範囲のものとする等の措置を講じる。

**医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長**〔所得税、法人税〕（P6）

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する。

**\* 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（研究開発税制）の延長等**〔所得税、法人税、法人住民税〕（P7）

研究開発税制（法人税額から試験研究費の一部を控除できる制度）について、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、一般型のインセンティブ強化、一般型の控除上限の上乗措置の適用期限の3年延長等の措置を講じる。

**医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置**〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕（P8）

健康保険法の出産育児一時金等について、所要の法令改正を前提に、引き続き非課税措置等を講ずる。

**国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し**〔国民健康保険税〕（P9）

- ①国民健康保険税の課税限度額の見直しを行う。
- ②低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

**社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続**〔事業税〕（P10）

**医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続**〔事業税〕（P10）

「大綱の「第三 検討事項」より抜粋」

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

## 子ども・子育て

### 母子父子寡婦福祉法に基づく高等職業訓練促進給付金に係る非課税措置等の延長等〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕（P11）

母子父子寡婦福祉法に基づく「高等職業訓練促進給付金」について、母子父子寡婦福祉法施行令の改正を前提に、非課税措置等の適用期限を延長する等の措置を講ずる。

（※）令和5年度よりこども家庭庁に移管予定。

### 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充等〔消費税、地方消費税〕（P12）

都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設において行われる保育について、消費税を非課税とする。

（※）令和5年度よりこども家庭庁に移管予定。

## 福祉

### 介護保険制度改革に伴う税制上の所要の措置〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕（P13）

介護保険法の介護給付について、所要の法令改正を前提に、非課税措置等を講ずる。

### 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕（P14）

生活困窮者自立支援法の生活困窮者住居確保給付金について、所要の法令改正を前提に、引き続き、非課税措置等を講ずる。

### \* サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長〔固定資産税、不動産取得税〕（P15）

サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額措置並びに不動産取得税の課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置について、現行制度の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

## 雇用

### 駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長等

〔所得税、国税徴収法、個人住民税、事業所税、徴収規定〕（P16）

駐留軍関係離職者等臨時措置法、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則等の一部改正により引き続き支給されることとなる労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の職業転換給付金（事業主に対して支給されるものを除く。）に係る非課税措置等や、国の雇用に関する助成に係る者に対する従業者割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、いずれもその適用期限を5年延長する等の措置を講ずる。

### 労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置〔固定資産税、都市計画税〕（P17）

労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を講ずる。

### 学び・学び直し促進のための特定支出控除における特例措置の創設〔所得税、個人住民税〕（P18）

給与所得者の特定支出控除の特例について、特定支出が、研修費又は資格取得費に該当するものである場合において、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係るものであるときは、現行の手続において必要とされる給与等の支払者による証明に代えて、キャリアコンサルタントによる証明ができることとする。

## 年金

### 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税停止措置の延長〔法人税、法人住民税〕（P19）

企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年（令和7年度末まで）延長する。

### 個人型確定拠出年金（iDeCo）の改革等に伴う税制上の所要の措置〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕（P20）

「大綱の「第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等」より抜粋」

私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げについて、令和6年の公的年金の財政検証にあわせて、所要の法制上の措置を講じることや結論を得るとされていることも踏まえつつ、老後に係る税制について、（中略）あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

## 生活衛生

### 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕（P21）

生活衛生同業組合等が共同利用施設を取得した場合の特別償却制度について、建物の取得価額要件を600万円以上（現行：400万円以上）に引き上げた上で、その適用期限を2年延長する。

\* **中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長**〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕（P22）

中小企業者等が機械装置、ソフトウェア等を取得した場合の特別償却・税額控除制度について、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する等、対象資産の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

\* **中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長**〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕（P23）

中小企業者等が経営力向上計画に基づき機械装置、ソフトウェア、器具備品等を取得した場合の特別償却・税額控除制度について、コインランドリー業等（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上で、その適用期限を2年延長する。

## その他

### 戦没者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置等の存続〔所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕（P24）

戦没者等の妻に対する特別給付金について、国として特別の慰藉を行うとの趣旨に鑑み、非課税措置等を存続する。

\* **新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長**〔印紙税〕（P25）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長する。

\* **福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置**〔法人税等〕（P26）

令和5年4月の福島国際研究教育機構の設立に伴い、当該機構の円滑な設立及び運営が可能となるよう、税制上の所要の措置を講ずる。

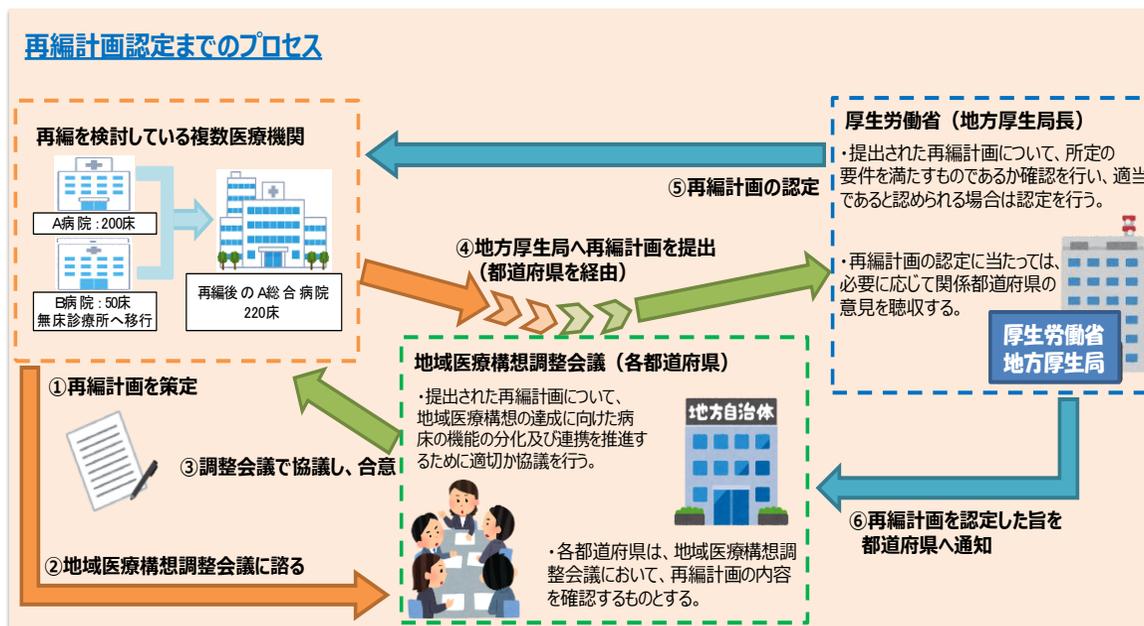
## 1 大綱の概要

医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。

## 2 制度の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律における認定再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づき取得した不動産（用地・建物）について、登録免許税の税率を1/2に軽減する。

- ① 土地の所有権の移転登記 1,000分の10（本則：1,000分の20）
- ② 建物の所有権の保存登記 1,000分の2（本則：1,000分の4）



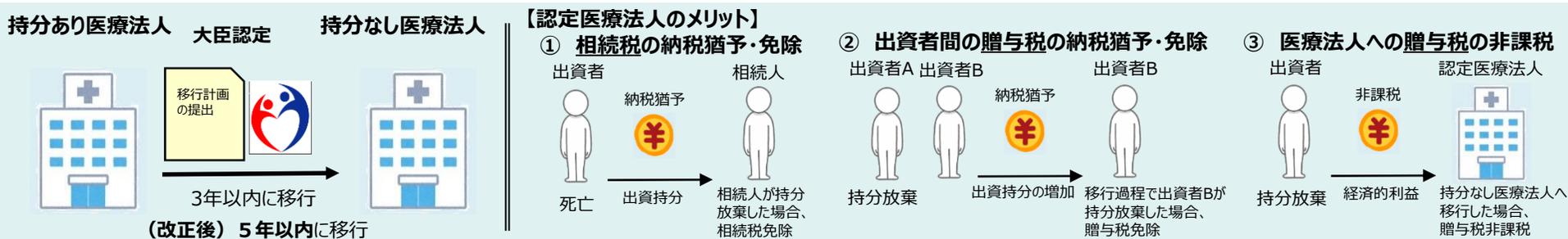
## 1 大綱の概要

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限を令和8年12月末まで延長する。

- ① 相続税・贈与税の納税猶予制度等における移行期限を、移行計画の認定の日から起算して5年（現行：3年）を超えない範囲内のものとする。
- ② その他所要の措置を講ずる。

## 2 制度の内容

- ・ 平成26年度の医療法<sup>(※)</sup>改正により、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当であると厚生労働大臣から認定を受けた「認定医療法人」に対して、**出資者の死亡による相続税の猶予等、出資者間のみなし贈与税の猶予等の特例措置**が導入された。更に、平成29年10月からは、**出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置**も導入された。（大臣認定の後、3年以内に移行）
- ・ 現行の制度は令和5年9月末までの措置であるため、**当該措置を令和8年12月末まで延長**する。
- ・ また、認定を受けた医療法人の中には、その後の出資者との調整期間の不足等により、認定から3年以内に放棄の同意を得ることができずに、認定医療法人制度を活用できなかった法人も存在するため、更なる移行促進のため、**移行期限を5年以内に緩和**する。



(※) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）

## 1 大綱の概要

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する。

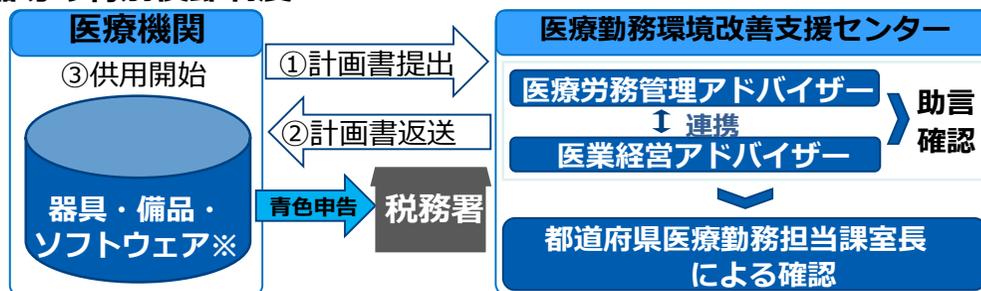
## 2 制度の内容

### ① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】**取得価格の15%**



※例えば、医師が行う作業の省力化に資する設備等5種類のいずれかに該当するもの

### ② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】**取得価格の8%**

### ③ 高額な医療用機器に係る特別償却制度

取得価格500万円以上の高額な医療用機器に関する特別償却制度について、高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行った上で、期限を2年延長する。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】**取得価格の12%**

# 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（研究開発税制）の延長等

（所得税、法人税、法人住民税）（経産省、内閣府、総務省、文科省、農水省、国交省、環境省、防衛省、復興庁と共同要望）

## 1 大綱の概要

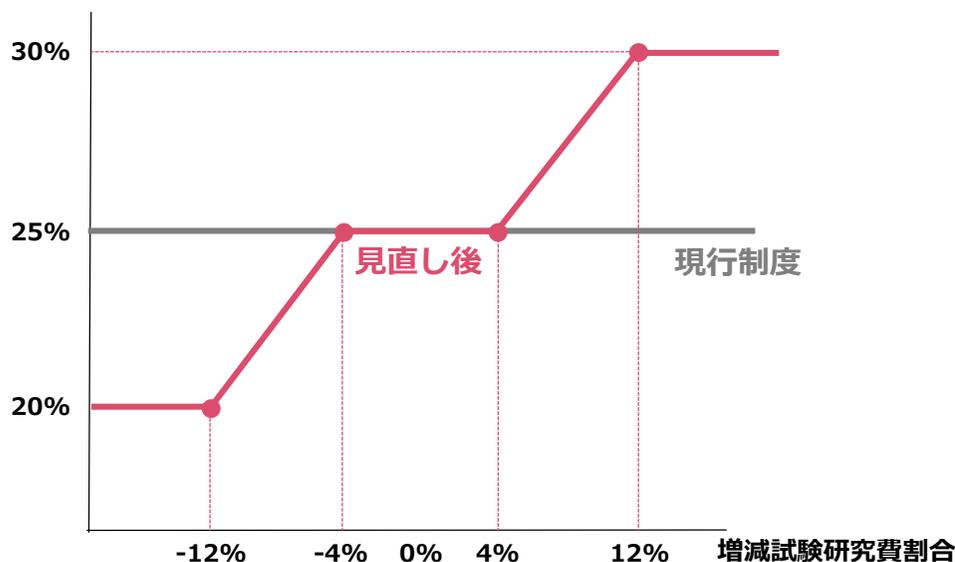
- 研究開発税制（法人税額から試験研究費の一部を控除できる制度）について、次の見直しを行う。

## 2 制度の内容

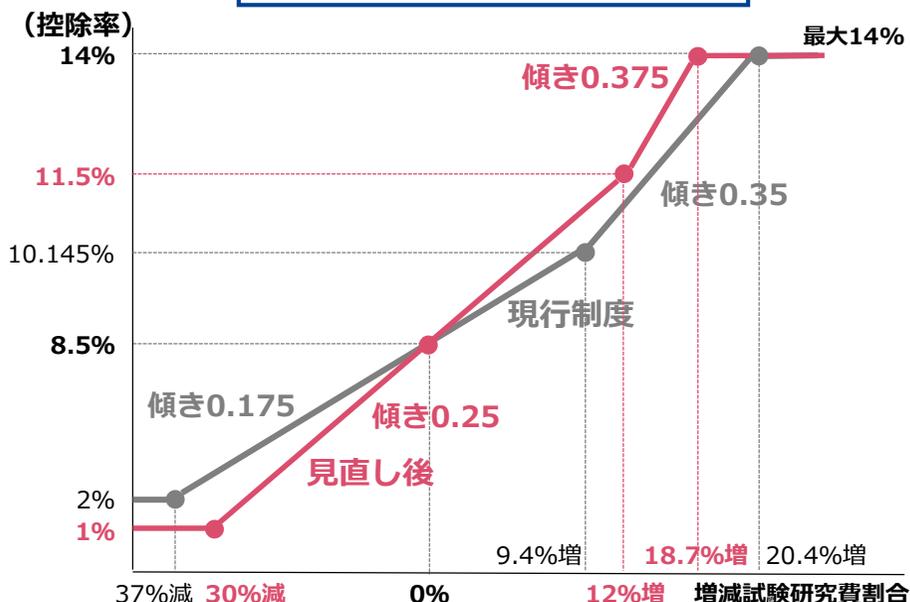
- 研究開発投資の維持・拡大に対するインセンティブを強化するため、**試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度を導入**するとともに、**税額控除率のカーブを見直し**（コロナ特例については期限通り廃止）
- **時限措置（控除率の上限引上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置）**について、**適用期限を3年間延長**
- **国内の既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを加速させるため**、オープンイノベーション型において、共同研究等の対象となる**研究開発型スタートアップの定義を見直し**

### ①控除上限のインセンティブ強化

（控除上限） ※ 変動型の控除上限は、3年間の時限措置（令和7年度末）



### ②控除率のインセンティブ強化



※ 売上高試験研究費割合が10%超の場合は通常の控除上限（25%）に10%まで上乗せ（**変動型の控除上限との選択制**）（時限措置）

# 医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置

(所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定) (財務省、総務省、文科省と共同要望)

## 1 大綱の概要

健康保険法の出産育児一時金等について、所要の法令改正を前提に、引き続き非課税措置等を講ずる。

## 2 制度の内容

- 医療保険制度では、出産に要する被保険者等の経済的負担を軽減するため、健康保険法第101条等に基づく保険給付として出産育児一時金等が支給されており、支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定している。

※ 現在支給額は、公的病院における室料差額等を除いた出産費用等を勘案して定めており、一分娩当たり原則42万円（本人給付分40.8万円、産科医療補償制度の掛金分1.2万円）となっている。

- 今般、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、出産育児一時金等の支給額を42万円から50万円に引き上げることとしており、この増額分について、所要の法令改正を前提に、引き続き非課税措置等を講ずる。

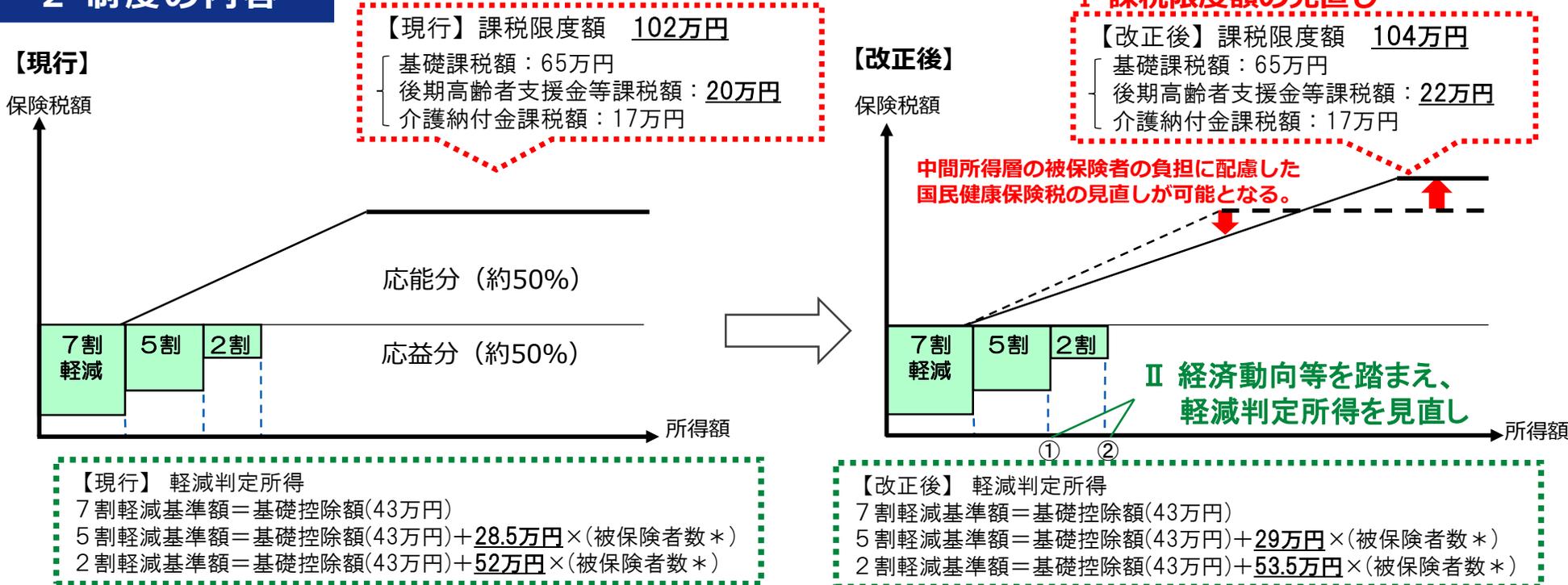
# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

## 1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の課税限度額を104万円（現行：102万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
  - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を29万円（現行：28.5万円）に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を53.5万円（現行：52万円）に引き上げる。

## 2 制度の内容



\*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

# 社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続

(事業税)

## 1 大綱の概要

<第三 検討事項> より抜粋

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

## 2 制度の内容

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
非課税 (個人、医療法人、公益法人等)	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
	特別法人 *医療法人を含む	3.5% (約4.7%)	4.9% (約6.6%)	
	普通法人	3.5% (約4.8%)	5.3% (約7.3%)	7.0% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注 ( )内の数字は、令和元年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「特別法人事業税」(事業税率に普通法人37%・特別法人34.5%)を合算した税率

# 母子父子寡婦福祉法に基づく高等職業訓練促進給付金に係る非課税措置等の延長等

(所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定)

## 1 大綱の概要

母子父子寡婦福祉法に基づく高等職業訓練促進給付金について、母子父子寡婦福祉法施行令の改正を前提に、引き続き非課税措置、差押禁止措置を講ずる。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けにおける債務免除額（債務免除益）について、引き続き非課税措置を講ずる。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業における債務免除額（債務免除益）について、その事業内容の見直し後も引き続き非課税措置を講ずる。

## 2 制度の内容

- ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する**高等職業訓練促進給付金**の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置をいずれも延長することを予定している。
- 延長するこれらの措置について**、母子父子寡婦福祉法施行令の改正を前提に、引き続き**非課税・差押禁止措置**を講ずる。
- 「**ひとり親家庭住宅支援資金貸付金**」制度では、母子・父子自立支援プログラム（※）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となる。
- 令和5年度予算を財源とする貸付を行った場合の**返済免除額（債務免除益）**について、引き続き**非課税措置**を講ずる。  
（※）児童扶養手当受給者等に対し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせる策定する自立支援のためのプログラム。
- 「**児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金**」制度では、児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃貸付、生活費貸付、資格取得貸付を行っており、家賃貸付、生活費貸付については5年間の就業継続、資格取得貸付については2年間の就業継続で返済免除となる。
- この**返済免除額（債務免除益）**について、その事業内容の見直し後も引き続き**非課税措置**を講ずる。

## 1 大綱の概要

都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設において行われる保育について、消費税を非課税とする。

## 2 制度の内容

- ・これまで、指導監督基準を満たす旨の証明書を都道府県等から交付された認可外保育施設については、その利用料に係る消費税が非課税とされてきた。
- ・指導監督基準については、6人以上の児童を保育する認可外保育施設は、保育に従事する者の概ね3分の1以上に相当する数の者が、(日本の)保育士の資格を有する者であることを求めている。
- ・今般、国家戦略特区内に所在する認可外保育施設であって、当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものについては、外国の保育士資格を保有する者を十分な数だけ配置していること等の諸要件を満たす場合には、それをもって上記の「概ね3分の1以上」の基準を満たすものとする国家戦略特区制度の特例を、正式に指導監督基準等に位置づけることとしている。
- ・現行の認可外保育施設の利用料に係る消費税非課税措置に関して、国家戦略特区における認可外保育施設の有資格者配置基準に関する特例が適用される施設についても、その利用料に係る消費税を非課税措置の対象とする等の措置を講じる。

## 1 大綱の概要

介護保険法の介護給付について、所要の法令改正を前提に、非課税措置等を講ずる。

## 2 制度の内容

- 2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、令和6年度から始まる次期（第9期）介護保険事業計画期間に向けては、
  - 2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステム（※）を更に深化・推進するとともに、
  - 介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保するという視点に基づき検討していくことが必要。  
(※) 地域の実情に応じて、高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制。
- そのため、社会保障審議会介護保険部会において「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」「介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進」「給付と負担」等の観点から、介護保険制度の見直しについて検討を行ったところであり、これに伴い、所要の税制改正を行う。

# 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定)

## 1 大綱の概要

生活困窮者自立支援法の生活困窮者住居確保給付金について、所要の法令改正を前提に、引き続き、所得税を課さず、国税の滞納処分による差押えを禁止する等の措置を講ずる。

## 2 制度の内容

### 事業の目的

- 住まいを失うおそれのある生活困窮者に対して、就労の基盤となる住まいを確保することで就労自立を支援する。
- コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行う(省令等)。

### 支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

### 収入要件

世帯収入の月額が均等割非課税額(年額)の  
1/12+住宅扶助額以下  
※別途資産要件(最大100万以下)あり

### 支給額

家賃額(住宅扶助額が上限)  
※収入に応じた額を支給  
※原則3か月、最大9か月まで

### コロナ特例の見直し

- 職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を恒久化
- 求職活動要件について、自治体の無料職業紹介の窓口への求職申込でも可能とする特例を恒久化
- 本則による再支給(最大9か月)について、解雇された者だけでなく、新たにシフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある者も対象とし、コロナ特例による再支給(3か月)は終了

※ 就労自立の意欲を阻害しないよう、再支給までの期間を1年以上空けることとする

### その他の見直し

- 児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外
- 求職活動要件について、自営業者等の場合は、一定期間、ハローワークへの求職活動に代え、事業再生のための活動でも可とする
- 「離職・廃業後2年以内」という支給要件について、疾病、負傷等のやむを得ない事情がある場合、当該事情により求職活動が困難な期間を考慮できる取扱いとする(最長4年)

### 実施主体

- 福祉事務所設置自治体

### 税制上の措置

- 引き続き、所得税を課さず、国税の滞納処分による差押えを禁止する等の措置を講ずる。

# サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

(固定資産税、不動産取得税) (国交省と共同要望)

## 1 大綱の概要

政府の補助を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置並びに不動産取得税の課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置について、床面積要件の上限を160㎡以下（現行：180㎡以下）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

## 2 制度の内容

### 固定資産税

一戸当たり120㎡相当部分につき、5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において  
市町村が条例で定める割合を軽減

※平成27年4月1日から「地域決定型地方税制特例措置」（通称：わかまち特例）を導入

### 適用期限

令和7年3月31日まで

### 要件

- ① 床面積： 30㎡～160㎡/戸（共用部分含む。）
- ② 戸数： 10戸以上
- ③ 補助： 国からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
- ④ 構造： 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等

### 不動産取得税

家屋 課税標準から1,200万円控除/戸

土地 次のいずれか大きい方の金額を税額から控除

ア： 4万5,000円（150万円×3%）

イ： 土地の評価額/㎡×1/2（特例負担調整措置）×家屋の床面積の2倍（200㎡を限度）×3%

### 適用期限

令和7年3月31日まで

### 要件

- ① 床面積： 30㎡～160㎡/戸（共用部分含む。）
- ② 戸数： 10戸以上
- ③ 補助： 国からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
- ④ 構造： 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等

# 駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長等

(所得税、国税徴収法、個人住民税、事業所税、徴収規定) (国交省と共同要望)

## 1 大綱の概要

駐留軍関係離職者等臨時措置法、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則等の一部改正により引き続き支給されることとなる労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の職業転換給付金（事業主に対して支給されるものを除く。）に係る非課税措置及び差押禁止措置や、国の雇用に係る助成に係る者に対する従業者割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、いずれもその適用期限を5年延長する等の措置を講ずる。

## 2 制度の内容

### 駐留軍関係離職者等臨時措置法

- 在日米軍の撤退・縮小等に伴い離職を余儀なくされた駐留軍関係離職者に対して再就職の促進等のための特別の措置を講じることを目的とする限時法
- 令和5年5月16日に期限切れ（これまで12度延長）

### 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法

- 国際協定の締結等に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者に対して再就職の促進等のための特別の措置を講じることを目的とする限時法
- 令和5年6月30日に期限切れ（これまで9度延長）

### 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給

- 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第12条に規定する漁業離職者の就職を促進するための措置として、当該漁業離職者に対して職業転換給付金を支給
- 令和5年6月30日に期限切れ（これまで8度延長）

今後、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労働施策総合推進法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者が発生する可能性

- 平成18年に日米間で合意した再編の実施のための日米ロードマップ等により、今後、米海兵隊のグアム移転など国内の米軍施設の大規模な移転・返還等が実施される予定

- ウクライナ情勢の影響により、ロシア連邦政府との漁業交渉の先行きが不透明
- マグロ類等の保存・管理措置の強化
- 各協定に基づく漁業交渉により漁獲割当等が変動

- 今後も水産資源の状況の悪化、魚価の低迷等厳しい状況が続くことが見込まれる
- 中型いか釣り漁業における減船により、漁業離職者が発生することが見込まれる

駐留軍関係離職者等臨時措置法、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び労働施策総合推進法施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給に係る有効期限をそれぞれ5年延長し、引き続き駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労働施策総合推進法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して職業転換給付金に係る非課税措置等を講じる。また、実態に即した支援を行う観点から、同条に規定する対象漁業（中型いか釣り漁業）の拡充に伴う非課税措置等を講じる。

## 1 大綱の概要

労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を講ずる。

## 2 制度の内容

- 令和2年12月に成立した労働者協同組合法（令和2年法律第78号）が令和4年10月から施行されたところ、同法では、新たに、労働者協同組合連合会（※）という法人形態が創設されており、同法人は、法人税法上の協同組合等（別表3法人）に位置づけられている。  
（※）労働者協同組合連合会は、労働者協同組合等を会員とし、その指導、連絡及び調整に関する事業を行う組織。また、労働者協同組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織である。
- 消費生活協同組合連合会、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）等の法人税法上の協同組合等（別表3法人）が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税・都市計画税については非課税とされている。
- 労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税について、他の別表3法人と同様に、非課税措置を講ずる。

## 1 大綱の概要

給与所得者の特定支出控除の特例について、特定支出が、研修費又は資格取得費に該当するものである場合において、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係るものであるときは、現行の手続において必要とされる給与等の支払者による証明に代えて、キャリアコンサルタントによる証明ができることとする。

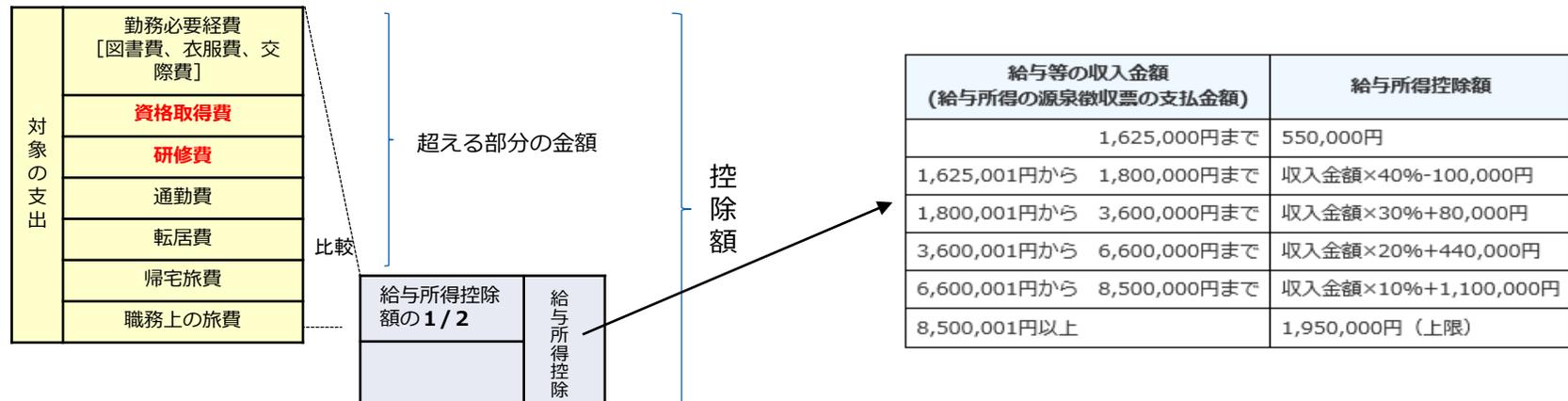
## 2 制度の内容

- 給与所得者が職務の遂行に直接必要な技術又は知識の習得のための研修の受講費用等（※1）の特定支出をした場合、その合計額が「特定支出控除額の適用判定の基準となる金額（※2）」を超える時は、その超える部分を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができることとされている。
- 現行の特定支出控除の手続においては、特定支出が職務に関連するものであることについて、給与等の支払者の証明を受ける必要があるが、給与所得者が、**厚生労働大臣が指定する教育訓練給付指定講座を受講した場合（※3）**には、給与等の支払者に代わり、**国家資格であるキャリアコンサルタントが証明を行うことを認めることとする。**

※1 上記のほか、通勤費、職務上の旅費、転居費、単身赴任者等の帰宅費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）がある。

※2 平成28年から、その年の給与所得控除額×1/2となっている。

※3 受講する講座自体が教育訓練給付指定講座として指定されていればよく、教育訓練給付を受給していない場合でも特例の利用が可能。



# 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税停止措置の延長

(法人税、法人住民税) (財務省、総務省、文科省、経産省、金融庁、農水省と共同要望)

## 1 大綱の概要

企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年(令和7年度末まで)延長する。

## 2 制度の内容

- 企業年金等においては、拠出・運用・給付時に、以下の通りの税制が適用されている。

拠出時	運用時	給付時
非課税	積立金への <b>特別法人税課税</b>	課税(公的年金等控除又は退職所得控除の対象)

- 企業年金等の積立金に課税される特別法人税は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年度より課税凍結中(令和4年度末が凍結期限)。

(参考1:特別法人税の考え方)

事業主が掛金を負担している企業年金等の積立金に対して課税される法人税。掛金の拠出時点に給与所得として課税すべきところ、給付時点まで課税の繰延べを行うことに伴う利益に対し課税を行うというのが基本的な考え方。(積立金全体に対して1.173%の税が課される。)

(参考2:企業年金等の種類)

厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金のほか、地方公務員共済組合(総務省所管)等がある。

# 個人型確定拠出年金（iDeCo）の改革等に伴う税制上の所要の措置

（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

## 1 大綱の概要

＜第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等＞より抜粋

私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げについて、令和6年の公的年金の財政検証にあわせて、所要の法制上の措置を講じることや結論を得るとされていることも踏まえつつ、老後に係る税制について、（中略）あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

## 2 制度の内容

【資産所得倍増プラン（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）】

### ①iDeCoの加入可能年齢の引上げ

働き方改革によって、高年齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

### ②iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ

iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

### ③iDeCoの手続きの簡素化

iDeCoについても、各種手続きの簡素化・迅速化を進め、マイナンバーカードの活用も含め事務手続きの効率化を図る。

＜現行制度＞

#### 【加入可能要件】 国民年金被保険者

※ 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）となっている。）

#### 【掛金】 加入者拠出（中小企業については、事業主も拠出可能）

※ 拠出限度額（令和6年12月1日時点）は、①第1号被保険者及び任意加入被保険者：月額6.8万円、②企業年金に加入している第2号被保険者：月額2万円、③企業年金に加入していない第2号被保険者及び第3号被保険者：月額2.3万円

#### 【受給可能年齢】 60歳～74歳の間で受給開始時期を選択可能（75歳到達時には自動的に裁定される。）

# 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

(法人税)

## 1 大綱の概要

生活衛生同業組合等が共同利用施設を取得した場合の特別償却制度について、建物の取得価額要件を600万円以上（現行：400万円以上）に引き上げた上で、その適用期限を2年延長する。

## 2 制度の内容

### <現行>

- 生活衛生同業組合（出資組合に限る）及び生活衛生同業小組合が策定した振興計画に基づき共同利用施設を取得した場合に特別償却ができる。
  - ・ 取得価額要件：取得価額400万円以上
  - ・ 対象資産：建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権、その他の資産
  - ・ 特別償却率：取得価額の6%

### <改正>

- 建物の取得価額要件について、600万円以上に引き上げる。

対象資産	取得価額要件 (現行)	取得価額要件 (改正)
建物	400万円以上	<b>600万円以上</b>
構築物		400万円以上
機械及び装置		400万円以上
船舶		400万円以上
車両及び運搬具		400万円以上
工具、器具及び備品		400万円以上
鉱業権		400万円以上
その他の資産		400万円以上

### <主な対象設備（例）>

- ・ 組合会館
- ・ 共同研修施設、共同スタジオ、オンライン会議システム
- ・ クリーニングの共同工場
- ・ 共同調理施設
- ・ 共同配送車両、共同倉庫、共同冷凍・冷蔵設備 等



(組合会館)



(美容等共同研修施設)



(クリーニング共同工場)



(共同配送車両)

# 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長

（所得税、法人税、法人住民税、事業税）（経産省、農水省、国交省、総務省と共同要望）

## 1 大綱の概要

中小企業者等が機械装置、ソフトウェア等を取得した場合の特別償却・税額控除制度について、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する等、対象資産の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

## 2 制度の内容

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。

※ 税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

※ 赤字は令和5年度改正による変更点

対象者	・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】	
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】	
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く	
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）	
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却

※ ①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④その管理のおおむね全部を他の者に委託する機械装置で、コインランドリー業（その中小企業者等の主要な事業であるものを除く。）の用に供するものは対象外

※ 総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

# 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長

（所得税、法人税、法人住民税、事業税）（経産省、農水省、国交省、総務省と共同要望）

## 1 大綱の概要

中小企業者等が経営力向上計画に基づき機械装置、ソフトウェア、器具備品等を取得した場合の特別償却・税額控除制度について、コインランドリー業等（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上で、その適用期限を2年延長する。

## 2 制度の内容

中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。

※ 資本金3,000万円超の場合は7%

※ 赤字は令和5年度改正による変更点

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・ 寄 宿舎等に係る建物付 属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しません。  ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産 でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以 上の投資計画に係る設備	経済 産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御 化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資 産回転率が一定割合以上の 投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上）  ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収 集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。

※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※ 3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。

※ 4 その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。）の用に供するものを除きます。

# 戦没者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置等の存続

(所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定)

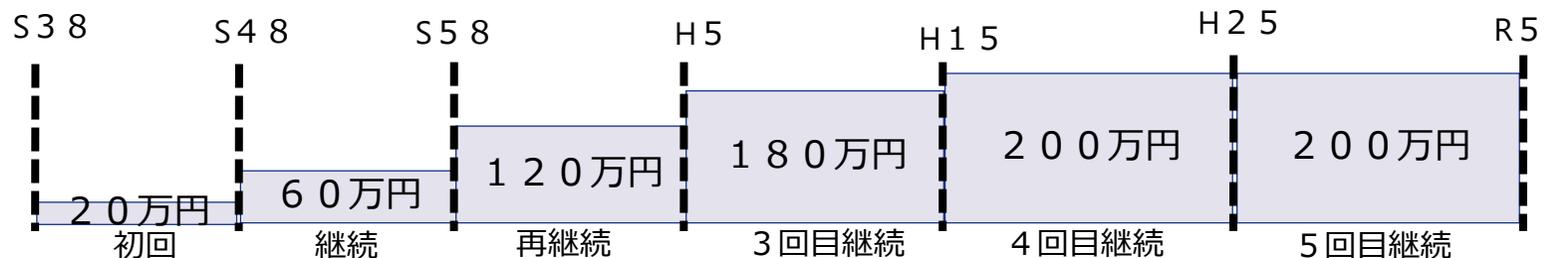
## 1 大綱の概要

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正により引き続き支給されることとなる特別給付金について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

## 2 制度の内容

【戦没者等の妻に対する特別給付金について】（昭和38年制度創設）

- 先の大戦で、一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給している。  
(※) 公務扶助料（恩給法）や遺族年金（援護法）等の受給権を有する戦没者等の妻を対象。
- 支給は、10年償還の無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。
- 金額は、支給回数に応じ、20万円、60万円、120万円、180万円、200万円。
- 戦没者等の妻に対する特別給付金については、非課税措置等を継続する。



# 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長

(印紙税) (財務省、中企庁、農水省、内閣府と共同要望)

## 1 大綱の概要

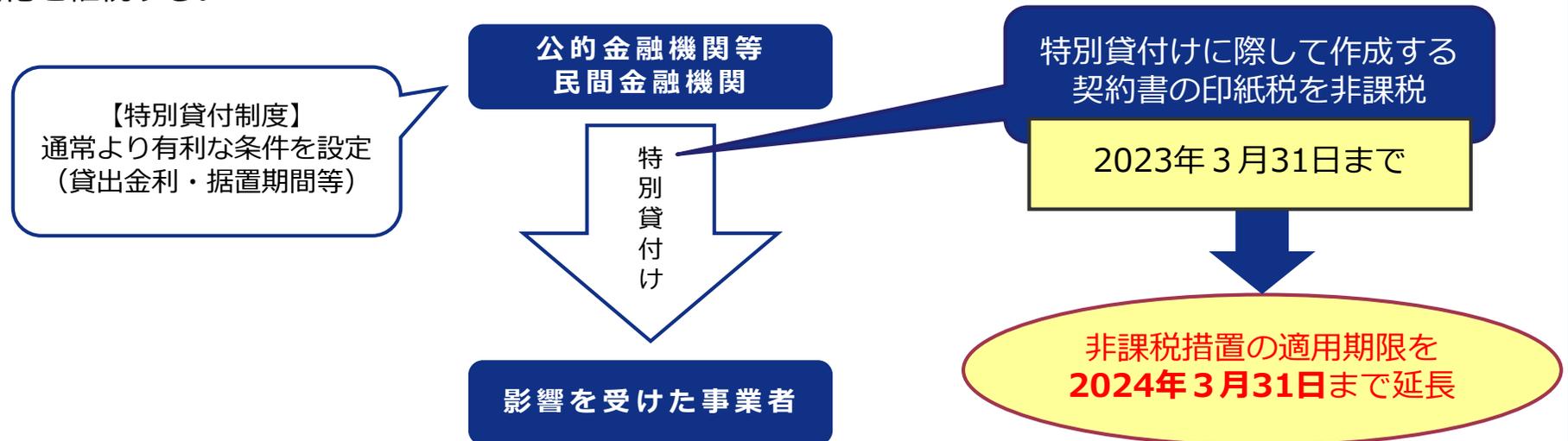
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長する。

## 2 制度の内容

- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付に際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、2023年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税を非課税としている。

(※)新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

- 未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなか、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援の強化を継続する。



# 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置

(所得税、相続税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税) (復興庁、経産省、環境省、文科省、農水省との共同要望)

## 1 大綱の概要

令和5年4月の福島国際研究教育機構の設立に伴い、当該機構の円滑な設立及び運営が可能となるよう、税制上の所要の措置を講ずる。

## 2 制度の内容

- 福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第54号）により、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、福島国際研究教育機構を設立することとされた。
- 福島国際研究教育機構について、同機構を公共法人として法人税を非課税とする等の税制上の所要の措置を講ずる。